

の賣買を行ない、國家財政にすくなからぬ影響を及ぼしていたと見られる取引鋪戸が、實は書鋪戸にはかならぬことを明らかにするつもりである。

トルコ語佛教寫本のクロノロジー

小田 壽典

トルコ語佛教寫本、とりわけ翻譯文學（佛典）の寫本斷簡は、トルキスタンの文化史的動向を理解する重要な史料である。しかし書寫の時期、さらに翻譯の時代について確かなものは少なく、トルコ族の佛教受容史の研究に十分役割を果たしていないでいる。一般的には、九世紀中葉北アジア回鶻帝國の崩壊後移住したウイグル系トルコ族の定着によって、天山南部の中央アジアは、初めてトルコ人の住地となった、という史實に基づいて、トルコ語佛典の成立時期もまた、西ウイグル王國（九世紀～十三世紀）に歸せられる傾向にある。従來通説としてその中に含まれる金光明經および慈恩傳のトルコ語譯者は、むしろ八世紀頃の人物ではないか、またチベット語から譯された「聖王訓誡と名付ける大乘經」・「文殊師利成就法」は、元朝下の作品にちがいないと考えられる。このことは、例えば名稱について、「ウイグル人自身その言葉を普通にはチュルク語と呼ぶ」という理解の、再考を促す。理論上は、「ウイグル (Uyghur) 人が經典を翻譯する場合に、自分の用いる語をチュルク (Türk) 語と稱すべき理由はない」のである。このような立場から、中央アジア

におけるトルコ族の文化受容を考えてみたい。

南インドの村落について

辛 島 昇

チョーラ王朝期の南インドの村落、とくにその土地保有について考察する。チョーラ朝とは、九世紀から十三世紀にかけて、東南海岸平野を中心に半島部を統治した王朝であるが、當時は數多くの石造寺院が建立され、その壁面に刻まれて今日に残る土地寄進刻文によって、その時代の村落内部の土地保有について知ることが出来る。

私はかつて、王朝初期（十世紀）のティルチラパッリ地區の刻文を検討し、當時の一般村落（バラモンに施與されたブラフマデーヤのような特殊村落でない）においては、ウールと呼ばれる土地保有者（耕作農民の共同組織）によって、村内の耕作地が共有されているのが一般的ではないかという推定を下した。

今、王朝末期（十三世紀）の同地區の刻文を検討してみると、一般村落内部の土地は、村内あるいは他村の有力者（*varan*）によって、個別的に保有されるようになってきていて、土地の賣買もかなり頻繁に行なわれていることが判る。しかし、ウールの共有地が全く消滅したわけでもなく、また、數人の個人が一村を幾つかのシェアに分けて保有するような形もみられ、この報告では、それらについて刻文の記載を今少し詳しく見てみたい。

刻文資料の在り方から、それらの刻文に見られる状況がどの程度一般化出来るか直ちに言うことは出来ないが、初期刻文と末期刻文の間にみられるこの變化は、チョーラ朝期における經濟上の發展によるものと思われ、今後一層の検討が必要とされる。

一九一〇年代における江南の農村社會

小島 淑男

すでに明らかにされているように、辛亥革命期における江南の農民運動は、佃農の抗租あるいは土地所有奪還の闘争を中心に熾烈な昂揚を示した。しかし、その後、政治的には暗黒の時代といわれる北洋軍閥政權下の農民運動は、研究史上では、完全に沈黙の世界に封じ込められている。民國初期の農民運動は、はたしてその沈黙にふさわしく、辛亥革命の過程ですでに示されていた地主反動と北洋軍閥の力による征覇の前に完全に押えこまれたと判断されうるのであろうか。辛亥革命後もさらに量的に土地所有を擴大した地主階級は、おのれ自らの力のみでどこまで佃農支配を貫徹しえたのであろうか。買辦的な北洋軍閥との關係はどうか。このような疑問を念頭におきつつ、當時期の江南農村社會における主要な階級關係をなした地主・佃農關係を、農民の再生産構造と抗租闘争を中心にすえて若干の検討を行なってみたい。その際、特に注目される問題點は以下の三點である。

一、農村における綿業と蠶糸業

二、地主・官權による支配の構造——地主連合としての田業會・善堂と追租局
三、抗租闘争の實態。

清代の司法における「判決の確定」

という觀念の不存在について

滋賀 秀三

社會にとつて、成員相互の紛争を解決するための何らかの制度をもつことは、いわばその本能的な要請であり、民族・國家・文化の多様性に對應して、さまざまの司法制度の成生・發達・相互影響の歴史が繰りひろげられた。それらすべてが人類の經驗を構成する。傳統中國の司法制度もまた、人間の一つの貴重な經驗として省みられなければならない。ただし、それが經驗として生かされるためには、西歐に發達して世界に擴がった近代的司法制度——最も身近なものとして日本の現行制度——との間に對話が成立つことが必要である。さような對話は、兩者がそれぞれ自明の前提としているような深い根柢にまで掘りさげて、原理の相違を認めあつた上でない限り、限られた一端なりとも明らかにしておこうとするものである。

判決の自縛性（自己拘束力）。如何なる裁判機關も、一旦與えおわつた終局判決を、自ら撤回・變更することはできない。この觀念が中國では、州縣レベルについて見ても、皇帝レベルについて見て